第４章　基本計画

基本目標１　一人ひとりを尊重し　自分らしく暮らせるまちづくり

1-1 福祉の理解喚起と情報提供の充実

1-1-1 福祉の理解喚起

福祉に関する体験、交流を通した福祉教育や、人権セミナーの開催などにより、他者への理解や思いやりに対する意識をひき起こし体現できるよう、福祉の理解喚起に努めます。

また、ボランティア活動や地域活動などへの参加につながる機会を増やすとともに、ボランティア活動や地域活動を行っている人が、講座などを通じて地域活動や福祉に対する関心をさらに高められる取組みを推進します。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 小中学校における福祉教育	地域福祉課 学校教育課
➢ 人権セミナーの開催	生涯学習課
➢ 認知症サポーター養成講座	長寿支援課

1-1-2 多様な手段による情報提供の充実

従来型の広報紙だけでなく、ホームページや SNS など多様なツールを用いて、幅広い世代へデジタル化に対応した発信などを含めて、多くの市民に情報が届けられる取組みを推進します。

また、高齢者や子育て世帯などのそれぞれのライフステージや目的に沿って適切な福祉サービスを、わかりやすく、容易に入手できる情報提供に努めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ スマートフォン向けアプリによる「広報よしかわ」の配信	政策室
➢ 声の広報	障がい福祉課
➢ ホームページや SNS、電子メールによる情報発信	政策室

1-2 権利擁護活動の促進

1-2-1 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどを理由に判断能力が不十分なため、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難な人を保護・支援する制度です。

判断能力が十分でない人の権利擁護を図るため、成年後見制度の審判請求の申立てや、制度の利用に係る費用の助成などを広く周知し、利用の促進に努めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 高齢者の成年後見制度の審判請求及び成年後見制度の費用助成制度	長寿支援課
➢ 障がい者の成年後見制度の審判請求及び成年後見制度の費用助成制度	障がい福祉課
➢ 成年後見制度の周知	関係各課

1-2-2 権利擁護支援の体制整備

今後、高齢者のさらなる増加など、判断能力に不安のある方への支援の必要性の高まりを見据え、金銭管理、他人に財産管理などを任せることが心配と感じている声もあることから、成年後見制度への理解をはじめとする利用促進や、成年後見制度利用促進計画の策定を見据え、法人後見制度、成年後見制度等実施機関など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方についての検討を進めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 市民向け成年後見講座	長寿支援課
➢ 権利擁護のあり方の検討	関係各課

1-2-3 要援護者虐待の防止と早期発見・早期対応

高齢者、障がい者、子ども、配偶者などに対する虐待の防止や、早期発見、早期対応に向けて、虐待防止の啓発や、市民、関係機関などとの連携による早期発見とともに、相談業務をはじめ養護者なども含めた支援に取組みます。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 地域包括支援センターなどによる早期発見・早期対応	長寿支援課
➢ 障がい者虐待防止センターの機能強化	障がい福祉課
➢ 児童虐待防止対策事業	子育て支援課

1-3 再犯防止の支援（吉川市再犯防止推進計画）

【計画策定の趣旨】

平成２８年１２月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成２８年法律第１０４号。以下「再犯防止推進法」という。）において、再犯の防止に関する施策などを実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記され、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務となりました。

そうした中、近年、検挙人数に占める再犯者の比率は上昇しており、犯罪をした人の中には、高齢や障がいをはじめ、貧困や厳しい生育環境など、さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている方もいます。

そのため、犯罪をした人の再犯を防止し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関などと連携し、就労・居住確保の支援、保健医療・福祉サービスの利用の促進とともに、犯罪をした人たちの更生についての理解を深めるための広報・啓発活動などを推進するため、再犯防止推進法第８条第１項に基づき「吉川市再犯防止推進計画」を策定します。

なお、犯罪をした人の社会復帰の支援は、関係機関をはじめ、市民、地域、団体、事業者などとの連携が不可欠であり、地域福祉と一体的に展開する必要があることから、吉川市再犯防止推進計画は、地域福祉計画に盛り込んだ計画とします。

1-3-1 就労・居住確保の支援

生活困窮者自立支援制度を活用した就労支援や、住居確保に向けた経済的な支援などを行います。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 就労支援	地域福祉課
➢ 住居確保給付金	地域福祉課
➢ 生活困窮者自立相談支援	地域福祉課

1-3-2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

高齢者や障がい者などの保健医療・福祉サービスを必要とする人へ、必要な支援が適切に提供できるよう、関係機関などと連携し利用の促進に努めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➢各種保健医療・福祉サービス	関係各課

1-3-3 広報・啓発活動の推進

“社会を明るくする運動”吉川市推進委員会による、社会を明るくする運動を通して、犯罪をした人たちの更生についての理解を深め、立ち直りを支える地域のチカラを推進する全国的な運動などを推進します。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ “社会を明るくする運動”大会の実施	地域福祉課
➢ 広報、啓発活動の推進	地域福祉課

1-3-4 非行の防止対策

不安や悩みなどの相談を受け止め、必要に応じた支援を行うとともに、経済的な理由などにより学習塾に通えない中学生や高校生などを対象に、将来に志や希望を持てるよう学習の機会や居場所を提供します。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 教育相談・補導活動の実施	学校教育課
➢ スクールソーシャルワーカーによる支援	学校教育課
➢ 子どもの学習支援事業	地域福祉課

1-3-5 更生保護関係団体との連携強化

更生保護活動を行っている越谷地区保護司会吉川支部会や吉川地区更生保護女性会との連携を強化し、犯罪や非行をした人たちの再犯防止や円滑な社会復帰とともに、犯罪をした人たちの更生についての理解の促進に努めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 越谷地区保護司会吉川支部会と吉川地区更生保護女性会との連携強化	地域福祉課

基本目標２　支え合い　地域で安心して暮らせるまちづくり

2-1 地域福祉を推進する人材の確保と育成

2-1-1 民生委員・児童委員の担い手確保と活動支援

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、地域の悩みのある方に寄り添い、見守りを行い、行政や関係機関につなぐなどの地域の身近な相談役として地域福祉を推進するに当たり、重要な役割を担っています。

一方で、民生委員の担い手が不足するとともに、民生委員の認知度は高いものの、市民の関わりは少ない状況となっています。

今後は、社会的孤立などにより誰にも相談できずに問題が深刻化するケースの増加も懸念されるため、早期に発見し、対応していくことが求められていることから、民生委員の担い手を確保するため、自治会などをはじめ、さまざまな機会を捉えて民生委員への理解や、担い手確保に向けた働きかけを行うとともに、地域の相談役として充実した活動ができるよう支援します。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 自治会などへの担い手確保に向けた働きかけ	地域福祉課
➢ 民生委員・児童委員協議会活動の支援	地域福祉課

2-1-2 担い手の育成と支援

地域福祉を推進するためには、担い手となる市民の参画が不可欠です。参画のきっかけとなる講座、体験活動などの実施や啓発活動を通じて、地域における担い手の掘り起しと育成、支援に取組みます。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 子ども未来応援集会	子育て支援課
➢ シニア元気塾による地域デビュー支援	長寿支援課
➢ まちづくり出前講座	生涯学習課

2-1-3 地域リーダーの育成と支援

団体アンケートでは、ボランティア活動や地域活動などの団体活動を円滑に行うためには、会員を牽引するリーダー的存在の必要性を多くの団体が感じています。

地域住民が主体的に福祉のまちづくりに参画できるよう、介護予防活動などのテーマに沿った講義や実践を通して、各種活動を自主的に展開できるリーダーの掘り起しと支援に努めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 健康づくり・介護予防リーダーの育成	長寿支援課
➢ 減災リーダー認定講習会	危機管理課

2-1-4 福祉従事者の育成と資質の向上

福祉の仕事は、複雑かつ多様な課題を解決するため、専門性に優れた人材が必要であるため、研修会や関係機関との情報交換・勉強会などを通じて、福祉業務に携わる職員の資質向上を図ります。

また、社会福祉士や保健師など、福祉の仕事を目指す人の実習の受け入れを積極的に行うとともに、人材不足が社会問題化している福祉専門職の確保に向けて、官民学連携で人材の確保に努めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 福祉従事者の研修・勉強会の実施	関係各課
➢ 保育の質向上プロジェクト	保育幼稚園課
➢ 保育士養成機関との連携による人材確保事業	保育幼稚園課

2-2 地域を支える市民活動の推進

2-2-1 ボランティア活動などの市民活動の充実

ボランティア活動は、市民の参加を促すことができる大切な機会であるため、活動への意識を高め、活動へのきっかけづくりの充実に取組む必要があります。

また、活動したことはないが、今後活動したい人もいることから、きっかけづくりなどによる潜在的な人材を確保するため、市民活動に関する情報収集や発信のほか、市民活動に関する相談、講座やイベントなどにより多様な市民活動の充実を図ります。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ ボランティアセンター運営支援	地域福祉課
➢ 介護支援ボランティア活動支援	長寿支援課
➢ 市民活動サポートセンター	市民参加推進課

2-2-2 多様な交流の機会の充実

地域とのつながりに消極的な方や、地域とのつながりを断ち、支援を拒否する方などに対する支援が求められており、趣味の集まりや娯楽性のあるイベントは、市民の参加を促すことができる大切な機会となります。

また、「屋内スポーツ大会」などの各種交流を通じて多様性を尊重し合い、偏見や差別のない地域づくりに貢献するとともに、人とのつながりや互いに顔の見える関係づくりの活動が地域の活性化にもつながることから、世代間や障がいの有無にかかわらず多様な交流の機会の充実を図ります。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 屋内スポーツ大会の実施	障がい福祉課
➢ 高齢者スポーツ大会の実施	長寿支援課
➢ 地域寺子屋事業	生涯学習課

2-2-3 住民同士の支え合い活動の推進

市民アンケートにおいて、近所との付き合いや関わりの希薄化が窺える回答の割合が高かったものの、個人としては、日頃のちょっとした手助けはしたいと思っており、ちょっとした手助けをきっかけとして地域のつながりを深めることが期待できます。

ある時には支える側であり、ある時には支えられる側として、ホームスタート事業やファミリー・サポート・センター事業、地域支え合い協議会などの充実を図り、身近な地域での支え合いによるまちづくりを推進します。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ ホームスタート事業	子育て支援課
➢ ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
➢ 地域支え合い協議会の充実	長寿支援課

2-2-4 健康・体力づくりからの関係促進

自治会を中心に実施している「なまらん体操」などの地域型介護予防事業の実施や、フレイルチェックなどによる身近な仲間同士の健康づくり・体力づくりの機会を通じて、地域の連携や交流につながる地域づくりを促進します。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 地域型介護予防教室の支援	長寿支援課
➢ フレイルチェックによる健康づくり・体力づくりの習慣化	長寿支援課
➢ 生活習慣病予防講座	健康増進課

2-2-5 防災・減災活動の推進

近年、地震や台風など激甚化している自然災害が発生しており、災害時に円滑な対応ができるよう平常時からの取組みが重要となっていることから、減災プロジェクトを開催するほか、自主防災組織の立ち上げや地域での防災・減災活動を支援します。

また、災害時避難行動要支援者の避難行動を支援するため、自治会や近隣住民、民生委員・児童委員などと協力し、個別計画の作成を支援します。

さらに、被災した地域が一日も早く安心した生活を取り戻すためには、ボランティアの協力が不可欠であることから、ボランティア活動を円滑に進めるため、平常時から災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施します。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 減災プロジェクトの開催	危機管理課
➢ 災害時避難行動要支援者個別計画作成の支援	関係各課
➢ 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施	地域福祉課

2-3 地域のネットワークづくり

2-3-1 地域の見守り体制の充実

高齢化の進展や単身世帯の増加などの社会構造の変化、地域の関わりの希薄化などにより、孤立や孤独などを理由にさらに問題が深刻化するケースや、認知症による徘徊の増加が懸念されます。

そのため、民生委員・児童委員による見守りや訪問活動、事業者や関係機関などの連携による要援護者見守りネットワーク、さらには、様々な障がいの特性を理解し必要な配慮について学ぶ、あいサポート研修、ゲートキーパー養成研修の実施などにより、地域住民の見守りの意識を高めながら、地域の見守り体制の充実を図ります。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 民生委員・児童委員活動の支援	地域福祉課
➢ 要援護者見守りネットワーク	地域福祉課
➢ あいサポート研修の実施	障がい福祉課

2-3-2 多様な主体とのネットワークづくり

ボランティア団体や NPO 法人、サークルなどによりさまざまな活動が行われており、お互いの活動についての意見交換や情報交換をすることで、個々の団体が抱えている課題解決の発見につながったり、個々の団体では活動できないような幅広い活動ができたりすることで、活動団体の活性化が期待できます。

市民活動サポートセンターにおいて、公益的・公共的な活動を行う市民や市民活動団体、NPO など、多様な主体が参加できる研修会などを開催し、市民活動のつながり・出会いの場を創出します。

また、生活に困った世帯の支援などに取組むボランティア団体などと連携し、地域の課題の解決に向けたネットワークづくりに取組みます。

さらに、医療関係者、介護関係者と行政が参加する吉川松伏多職種連携の会を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握、課題の抽出と対応策を検討します。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 市民や市民活動団体の交流・つながり支援	市民参加推進課
➢ 多職種連携の会による在宅医療・介護連携	長寿支援課
➢ 地域食堂など多様な主体との連携	地域福祉課 子育て支援課

基本目標３　つながり　ともにつくるまちづくり

3-1 包括的な支援体制の構築と相談支援体制の充実

3-1-1 包括的な支援体制の構築【重点】

単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などの社会構造が変化する中、ダブルケア、８０５０問題、ひきこもり、社会的孤立、ヤングケアラーなどを背景とした生活課題は複雑化・複合化しており、その結果、自殺に追い込まれてしまう人や孤立死も少なくありません。

複雑化・複合化した生活課題への総合的な対応と、その早期発見が求められていることから、課題を受け止め、支援につなげ、対応を行うための機関の連携と協力の体制整備が必要です。

そのため、複雑化・複合化した生活課題を抱える個人、世帯に対する支援や、若者への支援をはじめとした制度の狭間などに対応する展開方法について、社会福祉法に位置付けられた重層的支援体制整備事業の移行準備を進め、令和８年度までに吉川市に最も適した支援スタイルの構築を目指します。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 包括的な相談支援体制の構築 ・複雑化・複合化した課題に寄り添い、どこでも丸ごと受け止められる分野横断的な相談体制の構築を目指します。 ・複雑化・複合化した課題に対し包括的・総合的なコーディネートなどを行う体制の構築を目指します。 ・地域とのつながりに消極的な方や、地域とのつながりを断ち、支援を拒否する方などに対する支援体制の構築を目指します。	関係各課
➢ 参加支援体制の構築 ・相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされない課題に対し、解決に向けた新たな支援の取組みの構築を目指します。	関係各課
➢ 地域づくりに向けた支援体制の構築 ・各小学校区による段階的な協議体の立ち上げなどにより世代や属性を超えた地域課題への対応、参加・交流できる場や居場所の確保を目指します。 ・他分野のプラットホーム形成など、交流・参加・学びの機会をコーディネートできる体制の構築を目指します。	関係各課
➢ コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）との連携 ・社会福祉協議会が配置するＣＳＷと連携し、包括的な支援体制の構築を目指します。	関係各課

3-1-2 相談支援体制の充実

経済的な困窮や、ひきこもり、虐待、DV などにおいて精神的なよりどころの欠如による人間関係の困窮・社会的な孤立によって問題を抱えている人への支援が、より重要となっています。

そのため、生活困窮者の自立に向けた支援や、障がい、子ども・子育て、介護などのそれぞれの専門的な機能を活かし、寄り添いながら必要に応じた相談支援に取組むとともに、関係機関、事業者、地域、市民などと連携し、課題の解決に向けた支援体制の充実を図ります。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 生活困窮者自立相談支援事業 (自立相談支援･就労支援･子どもの学習支援事業･住居確保給付金)	地域福祉課
➢ 障がい者相談支援センター	障がい福祉課
➢ 子ども家庭総合支援拠点	子育て支援課

3-2 多様な主体による活動の活性化

3-2-1 地域活動や市民活動団体などへの支援

自治会の加入世帯の減少や役員の高齢化、また、市民活動においては参加者の固定化などさまざまな課題を抱えていることから、自治会活動などの市民活動や地域活動を支援し、つながりや支え合いの地域づくりの取組みを支援します。

また、吉川市みらいステップアップ助成金などを通じて、市民活動のさらなる活性化を図るとともに、地域福祉の発展を目指します。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 自治会活動への支援	市民参加推進課
➢ 市民と行政の協働による勉強会の実施	市民参加推進課
➢ みらいステップアップ助成金	市民参加推進課

3-2-2 社会福祉法人や企業などの社会貢献活動の推進

社会福祉法人は、高齢者福祉や障がい者福祉などの増進に寄与するとともに、地域における公益的な取組みも、より一層期待されていることから、地域課題やニーズを社会福祉法人と共有し、連携によって社会福祉法人による公益的な取り組みが効果的に展開されるよう協力していきます。

また、企業など社会貢献活動の広がりを見せているなか、これらの活動がより促進されるよう情報発信するとともに、特に企業、市民、行政がつながり助け合う地域づくりを推進するため、寄附意識の醸成を図る取組みを行うなど、多様な社会貢献活動の取組みを推進します。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 社会福祉法人による地域における公益的な取組みの促進	関係各課
➢ 企業などの社会貢献活動の情報発信	関係各課
➢ 各種基金（障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金、子ども未来応援基金）	障がい福祉課 子育て支援課

3-3 地域福祉推進のための体制づくり

3-3-1 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき市民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人、社会福祉施設などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さまざまな活動を行っており、地域福祉を推進するうえで、中心的な役割を担っています。

第４次吉川市地域福祉計画（以下「市計画」という。）と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画（以下「社協計画」という。）は、ともに地域福祉の推進を目指すものであることから、市計画と社協計画を連動させ、より一層の地域福祉の推進を図ります。

そのためには、社会福祉協議会の基盤強化を図るとともに、包括的な支援体制の構築に当たっては、各機関との連携強化に共に取組みます。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 社会福祉協議会の基盤強化	地域福祉課
➢ 地域福祉活動計画と連動した地域福祉の推進	地域福祉課
➢ 包括的な支援体制における社会福祉協議会との体制構築	関係各課

3-3-2 居場所づくりの推進と拠点づくりの検討

さまざまな立場の人が気軽に集える場を身近な地域に創出することで、誰もが地域の一員として活動やチャレンジができ、地域との関わりや自身の生きがいにもつながることから、居場所づくりを推進するとともに、福祉課題に対する支援ができる福祉拠点づくりについて検討します。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 障がい者の地域での生活を考える検討会議の開催	障がい福祉課
➢ ６次産業・農福連携に関する会議の開催	関係各課
➢ 庁舎跡地の利活用の検討	財政課

3-3-3 圏域の検討

「地域」とは、ご近所、自治会、小学校区、中学校区、市全域などさまざまな捉え方があり、現在においても民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどが活動を効果的に進めていくために、それぞれにおいて活動圏域を設定しています。

一方で、圏域が異なることにより、関係性の再構築が求められるなど活動意欲に対する影響も考えられます。

そのため、地域福祉を推進するうえでは、市民参加が得られやすいことや地域の課題を把握しやすいこと、市民同士で解決しやすいことなどを考慮しながら、まちづくりの基礎となる圏域を重層的に設定することが効果的と考えます。小学校区を基礎とした地域支え合い協議会の試みを参考にしながら、民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどで設定している福祉関連分野における圏域について、さらに効率的かつ効果的に地域の課題に対応できる体制の検討を進めます。

【市の主な取組み】	担当課等
➢ 各活動圏域の検討	関係各課